

飼料添加物輸入業者事業廃止届

平成 年 月 日

農林水産大臣

殿

住所

氏名

印

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により飼料添加物輸入業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。